

# 教員免許状更新制の

## 経緯・現状・課題

小林昭三

### 一 はじめに

昨年（2008年度）から教育職員免許法（以下、教免法と省略）による更新講習の試行が開始され、2009年度から本格実施となる。世界的にもあまり例をみない「免許状更新制度」は、戦後稀に見る特異なバブル政権「小泉・安倍内閣」下で安易・杜撰に法制化された。

「自民党をぶち壊す・郵政民営化」を旗印にかすめ取つた絶対多数・バブル政権の力で、教育基本法改悪や免許更新制（教育現場の声とは無関係だった）を含む「教免法など、教育三法」は政治的に法制化された。しかし、それを強行した当事者達は、バブル政治の

崩壊、世界的な金融危機・世界同時不況・新自由主義崩壊、等の中で政治の表舞台から姿を消した。

しかし、バブル政治家は消えても「バブルが生みだした教育諸法規」は残つた。しかも、「免許更新制」の矛盾が本格化して（日本中で大混乱が生じる等）その赤裸々な姿を見せるのは、無責任な制定者が当事者能力を失い消え去つた本格実施の今からなのである。

かつて、中曾根内閣下における「臨教審」時代にも、似たような教育制度破壊の政治が横行した。その結果、小学校低学年で生活科が生まれ、理科・社会が消えた。一旦は生まれてしまつた生活科を無くし低学年理科を復活するのは至難のわざ。どれほど理科離れや理数力の低下が問題でも、理科廃止の悪弊批判が高まつても、

生活科は廃止されずに一〇年後の今も続いている。

さらに、思い起こすのは、旧師範出身者で旧師範体质が根強い古いタイプの大学教員が、當時もらしてい本音である（但し、戦後の新制大学がスタートして六年経た現在、現職の旧師範出身者は大学にはもうない）。彼らの多くは、戦後の開放性による教員養成を心底では好ましい制度とは思っていない。義務教育分野（小中学校）の教員の養成は実質的に教員養成学部だけで実施したかった。教員免許法は改定をされる毎に、通常の学部出身者には、小学校や中学校の教員免許状が得難いものに変更された。教科専門科目が縮小して、教職専門科目が増大する一途を辿った。田中真紀子氏の一声で、一週間の介護実習が必須となる。中学校の教育法が八単位、総合演習とか（教職演習とか）、教職必須科目が増加し、教科専門が減つた。

それらすべての単位を受講して教員免許の資格を得て、かつ、総合大学の学部専門履修との両立は至難の業となつた。中学校以下の免許を教員養成学部以外で習得することは実質的に無理な状況になつた。それに追い打ちをかけたのが、今回の免許更新制の法制化である。開放性教員養成と、それが生む大量の

ペーパーティチャーを追放することを念願とした人達指導力不足・不適格教員の排除を念願とした人達。教職大学院という旧師範時代を上回る閉鎖性が目立つ教員養成システムを求めた人達。それらが連携して、戦後の開放性の教員免許制度が実質的に葬り去られるよう、一連の法制化の動向が加速したのだ。大量のペーパーティチャーを生む現行の「開放性の教員養成システム」を白眼視した旧師範勢力の念願が遂に実現したかにみえた。しかし、日本の教育をめぐる情勢は、彼らの思惑をはるかに超えたパラドックスを招來した。

少子化が進み、高いレベルの自然や社会の科学、芸芸・技能を教授できないような教育制度の役割は終る。世界標準の教育や、私学の教育等に太刀打ち出来ない教育は無用の長物にされる。教育者へのバッティングが横行し、煩雜な教員免許状更新講習が必要となるのは、義務教育学校の教員職の価値やその資格を得る魅力が激減する。教員養成の志願者が減り、学力低下の兆しが現れる。こうした厳しい反作用・「教員養成受難のパラドックス」が具現化した。旧師範的思惑が通じない、世界標準型の教育時代が開始していたのである。

昨年の試行段階から、教員免許状更新講習では、多数の深刻な問題が続出した。十年毎に三十時間の免許状更新講習が本格実施される今、それらの問題はどうなるのか。一度は体験・経験してみないことには、誰にも皆目見当がつかない、というのがその真相なのだ。

以下では、そうした教員免許（状）更新制度がいかにしてたらされたか。それはどのような問題・課題をもたらすのか。その試行はどうであったのか。本格実施はどうなるのか。などについて、その制度的な変遷と改正案の概要と問題点、教員免許政策の課題と将来への展望等について、注意深く検討・整理しよう。

## 二 免許更新制の経緯

### 一 バブル政権下での免許更新制

「現行の開放制教員養成やペーパーティチャードを無くしたい」一部の旧師範的教育志向の教育指導者の念願と、「指導力不足・不適格教員の排除をしたい」バブル政権下の復古的保守勢力の願い、とが合体して、免許更新制は教育史上稀にみる無謀さで成立した。小泉・安倍政権の絶対多数バブル政治力を基に「憲法改正に向けた教育基本法の改悪」、それに基づく教育三

法の制定、等が異様に急がれた。免許更新制は、その教育改革国民会議の提言に沿つた、無謀・ずさんな法制化のたまものだった。その経緯を次に見ておこう。

平成十二（2000）年三月に教育改革国民会議。同会議（江崎玲於奈議長）が発足し、教育基本法の改訂や免許更新制を視野に入れた動きを開始した。その十二月二十二日には（九月に中間報告）、教育改革国民会議報告「教育を変える十七の提案」において、「免許更新制の可能性を検討する」ことを盛り込んでいた。

「指導力不足・不適格教員の排除」と「免許更新制の可能性を検討」が既定方針だったことは、中間・最終報告において、「4.新しい時代に新しい学校づくりを。◎教師の意欲や努力が報われ評価される体制をつくる」にある「次の同一な文言」からも推察できる。

（4）効果的な授業や学級運営ができないという評価が繰り返しあつても改善されないと判断された教師については、他職種への配置換えを命ずることを可能にする途を拓げ、最終的には免職などの措置を講じる。

（5）非常勤、任期付教員、社会人教員など雇用形態を多様化する。教師の採用方法については、入口を多様にし、採用後の勤務状況などの評価を重視する。

免許更新制の可能性を検討する」（以下での傍線一は、すべて筆者によるもの）。

これを受けた、中央教育審議会（町村信孝文科大臣の諮問、二〇〇一年四月十一日）は、二〇〇二年二月二

十一日に「今後の教員免許制度の在り方について」を答申した。しかし、「我が国全体の資格制度や公務員制度との比較において、教員にのみ更新制を導入する」とは、なお慎重にならざるを得ない。という見解を出すに至った。次のウェブ頁を参照。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo/loushin/020202.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo/loushin/020202.htm)

）ついて、免許更新制の導入よりは、新たに十年経験者研修制度を導入する」とが答申された。その結果、二〇〇三年度には十年経験者研修が制度化され（教育公務員特例法第二十四条）、一年間に二〇日（約百二十時間）前後の研修が導入された。しかし、この答申が反故にされ「免許更新制」が導入されるが、その内容・時期が重複する「十年研修制度」はそのままなのだ。この矛盾だらけの法制化により、現場教員と大学とに「深刻な混乱」がもたらされる。

この答申内容は、今日の法制的な検討をする際にお

ける重要な指摘を含んでいる。そこで、その重要な部分の全文を以下に引用しておこう。「三 教員免許更新制の可能性の検討」と題したその内容は次のようである。

第1に、教員免許は教職科目などの単位を修得すれば学生全員に授与されるものであり、その授与にあたつて「人物等教員としての適格性を全体として判断していない」。だから「更新時に教員としての適格性を判断する」という仕組みは制度上」できない。

第2に、免許が「一定の資質能力を公に証明する」という機能から、現職教員に更新制の対象を絞る」と「ができないし、「人によつて研修内容に差異を設ける」とにも一定の限界がある」ので、「教員の専門性向上のためという政策目的を達成するには必ずしも有効な方策とは考えられない」とした。

（1）検討の視点 教員免許更新制の可能性について検討する視点として、その目的を、①教員の適格性確保に置く場合と②教員の専門性向上に置く場合とに分けて、その仕組みを想定し検討する。

- （2）教員の適格性確保のための制度としての可能性
- ① 形態・免許状にある一定の有効期限（例えば10

年間)を付し、更新時に教員としての適格性を判断する制度の可能性について検討する。

(2)意義：これまで、公務員全体について分限制度がうまく機能しなかつたことから、教員免許に更新制を導入することができれば、適格性を欠く教員への対処が格段に進む可能性が広がる。

(3)検討：現行の教員免許制度において、免許状は大学において教科、教職等に関する科目について所要単位を修得した者に対して授与されるものであり、免許状授与の際に人物等教員としての適格性を全体として判断していないことから、更新時に教員としての適格性を判断するという仕組みは制度上とり得ず、このような更新制を可能とするためには、免許授与時に適格性を判断する仕組みを導入するよう免許制度自体を抜本的に改正することが前提となる。また、更新時のメルクマールは分限制度がよるべき基準と類似のものとなると考えられ、このためには、更新制の導入以前の課題として分限制度を有効に機能させていくことが不可欠である。

(3)教員の専門性を向上させる制度としての可能性

①形態：免許状にある一定の有効期限（例えば10年）を付し、更新時までに教員に新たな知識技能を修得させるための研修を義務付けることにより免許を更新する制度の可能性について検討する。

(2)意義：科学技術や社会の急速な変化に伴い、教員としての専門性の維持向上を図るには教員一人一人の不断の努力が不可欠であるが、教員免許の更新制が導入され、更新のために厳しい研修を課すことができるならば、個々の教員がその力量の維持向上のため日々研鑽に努めることになり、教員の研修全体が活性化する。

(3)検討：一般的な任期制を導入していない公務員制度全般との調整の必要性等の制度上、実効上の問題がある。また、免許状の一定の資質能力を公に証明するという機能から、現職教員に更新制の対象を絞ることができず、人によって研修内容に差異を設けることにも一定の限界があることから、教員の専門性向上のためという政策目的を達成するには必ずしも有効な方策とは考えられない。

以上のように、現時点における我が国全体の資格制度や公務員制度との比較において、教員にのみ更新時に適格性を判断したり、免許状取得後に新たな知識技

能を修得させるための研修を要件として課すという更新制を導入することは、なお慎重にならざるを得ないと考える。今後、科学技術や社会の急速な変化等に伴い、我が国の資格制度全体について、一度取得した資格が生涯有効でよいかという議論も生じる可能性があると考えられる。このような状況が生じ、教員免許の更新制を検討する場合には、我が国全体の資格制度や公務員制度との調整という問題に加え、一定の単位の修得のみをもつて一般大学・学部においても教員養成を行つてゐる現行の開放制を含めた教員免許制度全体の抜本的見直しも視野に入れた検討が必要となろう。

以上のように、答申は免許更新制の導入には、重大な問題があることを明快に指摘している。ところが、二〇〇四年十月の中教審答申「今後の教員養成・免許制度のありかたについて」を受けた、二〇〇六年七月十一日の中教審答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」では、前答申を全面的に覆して、免許更新制の導入を提言するに至るのである。

わずか四年後に、中教審答申が大転換された理由はなんであろうか。中山文科大臣の強い圧力に屈して、「教員養成における専門職大学院の在り方、と、教員

免許制度の改革、の二項目を具体化するという既定方針に従つた結果、「教員免許更新制の導入に方針を転換した答申」が作られたのである。その際、「平成一四年の答申において指摘した課題との関係」を特にわざわざ説明した「答申に付属の別添3」という文書を出して、苦しい言い訳をしたがその理由付けは薄弱だった。

「十四年答申は将来的な更新制導入を否定していたわけではない。」なぜなら、「学校教育をめぐる状況の変化に即応する必要がある」からであると。さらに、「教員の資質能力を確実に保証するための方策を講ずる必要性は、平成十四年の答申時に比べて、格段に高まっている」と弁解したが四年での特段の変化はない。

第一に、更新制と「資質能力不足」判断との関係については、免許更新要件が「免許更新講習の受講・修了」とする場合、それが修了できない者は、その時点では教員として最小限必要な資質能力を有していない。したがつて、教員免許状は失効するため、更新制は、結果として、教員として問題のある者は教壇に立つことがないようにするという効果を有している」と述べている。だが、免許授与時点で「必要最小限の資質能力」

の保持を保証しているはずであり、以後、資質能力が低落しないよう、研修を保証しているはずなのである。

第二に、「一般的な任期制を導入していない公務員制度との関係」についてであるが。更新制は「その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、教員免許状に有効期限を設け、その満了時に、一定の更新要件を課し、これを満たせば、免許状が更新される資格制度である」と説明する。「今回の更新制は、いわゆる不適格教員の排除を直接の目的とするもの」ではないという位置付けなので、日常の職務に支障なく、自己研鑽に努めていれば、「通常は更新される」ものだというのである。このように「再任を前提とする任期制」として、中教審は更新制を説明する。しかし任期制と更新制の関係の論拠は無く、理解不能である。

第三に、新規採用された教員から導入するのか、現職教員にも適用するのかが、長らく問題となってきた。平成十七年十二月に中教審が示した中間報告では、現職には適用しない方針であった。その後の答申ではそれを検討事項とした。さらに、法制化の段階では、現職教員にも適用することに変わった。講習義務は、

二〇〇九年度以前に授与された旧免許についても、適用され、講習後の「修了確認」は、免許の「更新」とみなされる。それは、二〇〇七年一月の、教育再生会議「社会総がかりで教育再生を／＼公教育再生への第一歩く（第一次報告）」に盛り込まれた。これを受け、二〇〇七年の通常国会に教員免許法改正案として提出されたのである。つまり、幼・小・中・高・特別支援学校教員が、35歳、45歳、55歳を迎える2年前に更新講習を受ける。その教育再生会議報告では、次のような「不適格教員の排除と免許更新制の導入とを別個に実施する」ように、法制化がされるものとなつた。

(3) 不適格教員は教壇に立たせない。教員養成・採用・研修・評価・分限の一體的改革。(4) 真に意味のある教員免許更新制の導入。

教員は、教員養成課程で身に付けた能力・技術を日々磨き続け、専門性を深化させていくことが必要です。しかし、教育現場は多忙を極め、また、自らの能力・技術を把握する明確な指標もなく、有効な自己研鑽の機会が提供されていないことも事実です。教員が、時代の変化や要請に合わせた教育を行える能力や資質を確保するた

め、教員免許更新制を導入することが必要です。ただし、十年ごとに三十時間の講習受講のみで更新するのではなく、厳格な修了認定とともに、分限制度の活用により、不適格教員に厳しく対応することを求めます。

○ 国は、教育職員免許法等を改正して、教員免許更新制を導入し、教員の更なる資質向上を図る。その際、講習受講のみで更新するのではなく、メリハリのある講習とし、教員の実績や外部評価も勘案しつつ、講習の修了認定を厳格に行う仕組みとする。

○ 指導力不足と認定されている教員については、更新講習ではなく、指導力を上げるための研修を優先的に行い、改善が図られない教員については、分限制度を有効に活用し、教員免許状を取り上げるなど、不適格教員に免許を持たせない仕組みとする」と。

### 三、教育基本法と教育関連三法の改正

前述のように、二〇〇二年の答申の論拠を四年後には覆して免許更新制を正当化したが、その論拠は乏しい。にもかかわらず、時のバブル政治力により中教審答申は説を曲げた。さらに、教育再生会議の当初の議論は「免許更新制により不適格教員の排除」に焦点化

されていた。しかも、不適格教員とは「授業が成立できない先生」とし、「少なくとも二割以上いる」と各学校をみていて思っています」との乱暴な議論がまかり通るひどい有様だつた（第二回学校再生会議分科会）。

二〇〇七年六月には、教育基本法の改正、教育関連3法（学校教育法、地方教育行政法、教育職員免許法）の改正が強行された。その結果、第一六六回通常国会において、教育職員免許法が改正され、平成二十年度より、次のような内容の教員免許更新制が導入される。

①教員免許更新制は「最新の知識・技能」の補充を目的として三十時間の講習が実施される。その内訳は、共通「必修講座」十二時間、校種・教科等別の「選択講座」十八時間である。

②不適格者排除を目的としない前提で、研修により資質向上をはかる。不適格者管理の厳格化は教特法による。任命権者にはこれで「指導改善研修」の実施、研修終了時の指導力改善認定の実施、認定時にお改善が不十分な者への免職等必要な措置、を義務づける。

以上のような法制化が極めて拙速に行われた。免許状更新講習を誰がどのように実施するかの綿密な論議は全く無かつた。実施当事者となる大学への相談もな

いままに、講習対象や実施法が決定されたのである。

免許状更新講習の受講対象者及び免除対象者の規定は次のようにある。

教員免許更新制においては、その時々で教員として必要な知識技能の保持を図るため、制度導入後に授与される免許状（以下「新免許状」という）に十年の有効期間を定めることとし、免許状の有効期間の更新を行うためには、期間内に免許状更新講習（以下「講習」という）の課程を修了することを必要とした。また、制度の導入以前に取得された免許状（以下「旧免許状」という）の所持者についても、一定期間毎に講習の受講を義務付けるため修了確認期限を設定し、当該期限までに講習の課程を受講・修了することが必要であるとした。

その際、現職教員の受講機会を十分に確保するためにも、教育職員免許法（以下「免許法」という）において講習を受講できる者は、現職の教員、教育の職にある者、教員採用内定者及び教員採用内定者に準ずる者に限定することとしている。そのうち、教育の職にある者及び教員採用内定者に準ずる者については具体的に省令で定めることとされている。

また、上記の者のうち、知識技能その他の事項を勘案して、講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者については、更新講習の課程を修了することなく、免許状の有効期間を更新することを可能としている。…中略…

一方、講習の受講を免除する者については、本来全ての教員等に講習を受講させ、最新の知識技能を修得させるべきであるところ、例外的に受講を免除するものであることから、十分な知識技能が備わっていることが証明されており、また、その後も必要な研鑽を積んでいることが期待できる者を免除対象者として認めることが必要である。…以上。

#### 四、更新制試行・本格実施の真相

##### —概要・課題・展望

免許更新制の試行や本格実施を経験する中でも、更新講習を押しつけられた「大学等」だけでなく、教員免許や教員研修を管轄する都道府県や政令指定都市の教育委員会からも、これを支持する声は無いに等しい。これが更新制の試行・本格実施の真相・際立つ特徴といえるのは、なぜなのだろうか。文科省の制度説明会

では、出席者の憤慨が会場に充ち溢れ、司会の声が小さい、説明が聞き取りにくい、聞こえません、マイクに口を向けて、との声が飛び交う。「安倍内閣への国民の審判が出た今、（その後始末の制度）を実行する必要があるのか（大学）」。「十年経験者研修と重複するので、全部ないし一部を十年研と統合すべし（大学・教育委）」。「日日常的に支障なく勤務出来ている教員なら問題なく修了できる内容」と文科省は言うが、逆に、その程度のものなら法律を変えてまでやる必要はない（教育委）。等々というように、説明会前に募集された質問・意見には、厳しい批判的なものが相次いだ。

大学にとつても、初任者研修や諸研修、十年研修で手いっぱいな教育委員会にとつても、メリットがない。免許更新講習実施において、最大の問題はこの膨大な講習事業増に対し、国は、新たに人的な資源・予算を大学等に支出することはしないということである。何の保証も無く、膨大な数の免許更新講師を大学は用意させられ、大学に膨大な負担増がのしかかる。但し、「更新講習を引き受けない」という選択肢は、地元や近県等に多数の教員を送りだしている大学として、事実上は存在しない。現職教員・卒業生を、どこで受け

たらよいか行き場を失わせる訳にはいかないからだ。

こうして、現職だけでも、約一〇万人の幼・小・

中・高・特別支援学校教員がいる。それぞれ、35歳・45歳、55歳を迎える2年前に、免許状更新講習を受けるという、膨大な更新講習が、二〇〇八年の試行を経て、今年から本格実施を迎えることになった。これから、全国で、毎年、約十万人規模が（十年かけて百万人程）、講習を受けることになると、文科省は試算している。大都市圏では一万人近い受講者、新潟でも三千人規模への三十時間の免許状更新講習となる。

大学とは、何の合意も無いのに、突如降って湧いたように始まつた。三十時間の講習を実施する大学教員の講師数、講習内容や実施用意・準備の余裕は、どこにもないので不十分にならざるを得ない。そのような状況で全国一斉に始まるので、更新講習の質が保障されることは到底考えられない。大量の対象者に受講の機会を提供するため、一斉講義形式が目白押しとなるだろう。

例えば、当初は「試行は本格実施での講習時間には組みこまない」としていたが、途中から組み込むことになつた。講習料や試行の交通費補助、大学への補助、

などは全く不透明だった。特に、十年研修と免許更新との相反する論拠・矛盾は無視された。「本格実施の講習費用を国が出すとの予算請求」はボーズだけで、財務省からは相手にされずに、受講者負担となつた。

この異常な事態は、「I-S-Oの『教員の地位に関する勧告』教員はその専門職としてのキャリアに影響する専断的行為から十分に保護されなければならない（第六十四項）。：教員の仕事は、教員の仕事と時間が浪費されないように組織され援助されなければならぬ（第八十五項）」に違反する由々しき問題であろう。

新潟では、新潟県における教員免許状更新講習を円滑に実施することを目的として、「教員免許状更新講習コンソーシアム新潟」という実施体制が作られた。

それは、県内の十六の国公私立大学、工業高等専門学校及び社会教育施設で構成される、新潟県全域の教員免許状更新講習希望者に対応するための広域連携の実施体制である。上・中・下越の地域毎に主幹大学を置く。主幹大学は、上越地域は上越教育大学、中越地域は長岡技術科学大学、下越地域は新潟大学。主幹大学中の一大学（上越教育大学）がコンソーシアムの事務局を置いた幹事大学となるといった体制である。

その各構成大学等は、それぞれの地域の人的資源を有効に活用して、受講希望者の多様な条件や要望に応えられるよう、各構成大学等が開設する講習の広報・案内に関する豊富なウェブコンテンツを用意する。講習内容、実施日時、等の一覧、受講科目を選択して受講登録をするための「ウェブシステム」を構築し、受講希望者が受講を予約し易くする為に便宜を図る。

教員は忙しすぎて研修に出られないのが現状だ。

学校教員の悩みは、校務が多忙すぎて、「十分な研修が受けられない（46・5%）」という悲鳴に特徴づけられる。そうした「研修拡充の阻害要因」として、小学校の57%、中学校の65%。つまり、6割前後が「多忙で校外研修に参加できない」と回答しているのである（ベネッセの平成十九年度第四回学習基本調査）。

評価用の書類作成等で多忙化が激化して、教育公務員特例法・第四章研修で定めた、「一般研修」、「初任者研修」、「十年経験者研修」などが上手く機能しないのだ。

このような現状を見れば、教員の資質の保持・向上のためには、「既存の研修制度を有効に運用する」方が、はるかに有効・妥当なのだ。更新制導入は「屋上

屋を架す」愚策だ。教員は多忙化により機能不全に陥る。

## 五 私たちの取組・将来への課題と展望

以上のように、世界的にも、歴史的にも、今回のよ  
うな無謀な法改正の例はない。きわめて稀で乱暴な  
政治力によりもたらされた教育免許更新講習と言わ  
ざるを得ない。しかし、その試行や本格実施に際して、  
大学の現場で責任を持たれる私達には、「これを実施  
する選択肢しか、事實上は残されていない。出来るだけ  
有意義な内容を現場教員に提供する以外には（廃止  
されるまでの対応策としては）道がないのである。

最後に、そうした私達の一〇〇八年度の免許更新講  
習の試行と、一〇〇九年度の本格実施の内容を紹介し、  
将来への課題・展望について考察してみよう。

私たちは、新潟大学において「最新の情報通信技術  
(I C T) を活用したアクティブラーニング理科教  
育」の実演や実習を含む講習や、金沢大学での e-ラ  
ーニング (Learning) による免許更新講習、などを試行  
実施と本格実施の双方で、次の内容で実施してきてい  
る。

例えば、平成二十一年九月十三日に新潟大学で実施  
する私たちの講習（選択六時間）は次のよう。それは  
次のウェブページの講習一覧 PDF ファイルで入手で  
きる。

<http://www.menkyoikk-niigata.jp/class/h21.html>  
「I-Tセンサー」J-S-T 理科ねつとわーく等、I C  
Tを活用した理科授業づくり」を開設講習名として最  
先端の理科教育の実演・実習を含むものを実施してい  
る。

第一部：デジタルカメラや I-T センサーを活用し、  
従来の学習方法では科学概念の形成が難しかった領域  
での授業法を実演・講義する。また、実際に I C T 機  
器を活用した実験を行う」として、視覚的効果を活用し  
た授業案づくりを行う。

第一部：独立行政法人科学技術振興機構 (J S T) の  
「理科ねつとわーく」などのデジタル教材を活用した  
授業を企画、実施するための実践的な方法を知り、授  
業プラン作成の演習を行う。

平成二十二年十一月十四日（選択六時間・長岡会場）、  
開設講習名：「教材研究と学習指導のポイント（理科・  
体育）」の内容は、「大学教員と附属学校教員がペアを組

んで実施する講習である。小学校理科と小学校体育の教材開発・学習指導のあり方について講義・演習を行う。理科では、情報コミュニケーション技術（ＩＴセンサー・運動分析ソフト、デジタル機器）を活用した最新の授業法を基に、小学校理科の教材開発の視点・方法と実践事例、学習指導のポイントを示す。体育では、最新のスポーツ科学の研究成果を基に、体育の教材構成の在り方と実践事例を手がかりに指導のポイントを示す」のようである。

これは、私たちが、この一〇年以上にわたって、積み重ねてきた、小学校から大学までの科学実験をＩＣＴ活用により、リアルタイムで視覚化して、理科教育・科学教育におけるアクティブラーニング（予想・検証・応用）学習法を講習・実習しようというものである。新潟会場では、実験室において、本格的な実験や実習を伴うアクティブ・サイエンス活動が期待できる。長岡会場では講義と演示を中心とした授業展開となる。

金沢会場では、二〇〇八年度に金沢大学で試行実施したｅ－ラーニングによる講習として、私が作成した「力学の考え方と教え方」という開設講習コースウェアが、昨年に引き続い今年も実施される。ウェブ上

での多少インタラクティブな学習のやりとりができるものの、インターネット環境さえあれば、何時でもどこからでも講習が受けられる。今年からは、金沢大・東京学芸大・愛知教育大・千歳科学技術大学の４大学が共同で行うことになった（初年度は、私のものを含む6時間の選択科目だけだが、三十一講座、二か月間に三〇時間で、受講料3万円）。

どの講習でも、私達が実施する内容は、「最新の情報通信技術（ＩＣＴ）を活用したアクティブルーニング理科教育」である。最近、ＩＴセンサー（力センサーや距離センサー、温度や圧力センサー等）やデジタル動画とその分析ソフトなどの機能が向上し手軽で使い易くなつた。こうした最新のＩＣＴ（情報コミュニケーション技術）を理科授業においてどんどん有効活用することが、特に、日本ではかなり立ち遅れているので、今あらゆる機会に克服・普及に取り組むものである。

例えば、千分の一秒の分解能をもつた力センサー、千分の一秒の世界を視覚化する超高速デジタル動画カメラと動画分析ソフトの活用などによる衝突現象について、私たちは教材開発をした。これにより、衝突の

様子を千分の一秒の分解能力により視覚化した定量的な検証が実現できる。衝突の科学的な理解と効果的な運動と力の概念形成が可能となる。ICTを効果的に活用することで、生徒のアクティブラーニング活動が促進され、それにより素朴概念を克服して、目からうろこが落ちるようになれたな科学概念が形成できる。こうしたIT-based授業法を小学校・中学校・高校・大学教育、教員研修講座や免許更新講座で実施している。

小泉巨大与党・安倍退陣までのバブル政治に教育が翻弄された「新教育基本法・新教育三法」等の時代は遠い過去。福田退陣・麻生? を経て今後は? ねじれ教育行政を正し、一〇〇年先にも通用する教育の基本的在り方・内容をどう切り開き、どう実現するかが（更新講習たけなわな今）、厳しく問われているのである。

(こばやし あきぞう・新潟大学名誉教授)

## 高等教育も無償化努力が世界の常識

中等・高等教育の学費無償化条項が国際人権規約(A)の13条にあります。この条約に加盟した国は、漸進的に高校や大学の学費を無償にする義務を負います。日本も一九七九年にこの条約を批准しました。しかし、この無償化条項を留保して、世界の常識に反した高い学費政策をとっています。一例をみてください。

### 大学の初年度納付金の国際比較

日本	私立	1 3 0	8 万円
アメリカ	国立	8 1	8 "
フランス	州立	5 0	3 "
フィンランド	国立	2 1	0 "
デンマーク	国立	0	"

(文科省「教育指標の国際比較」08年版)

無償化条項を留保している国は、加盟160カ国中、ルワンダが昨年一二月に留保を撤回して、マダガスカルと日本だけになりました。ちなみにルワンダの国内総生産は3、300億円、マダガスカルは7、200億円、日本は516兆円です。

(T)